

令和3年経済センサス - 活動調査 利用上の注意

- 1 この統計表は、令和5年6月に公表した確報集計結果に基づき作成したものであり、令和4年5月に公表した速報集計結果とは異なる場合がある。
- 2 調査は、以下に掲げる事業所を除く国内全ての事業所・企業について行っている。
 - (1) 日本標準産業分類大分類A－「農業，林業」に属する個人経営の事業所
 - (2) 日本標準産業分類大分類B－「漁業」に属する個人経営の事業所
 - (3) 日本標準産業分類大分類N－「生活関連サービス業，娯楽業」のうち、小分類792－「家事サービス業」に属する事業所
 - (4) 日本標準産業分類大分類R－「サービス業（他に分類されないもの）」のうち、中分類96－「外国公務」に属する事業所
- 3 令和3年経済センサス - 活動調査は、甲調査と乙調査の2種類から成り、甲調査は民営事業所を調査対象としており、乙調査は国及び地方公共団体の事業所を調査対象としている。甲調査及び乙調査とも令和3年6月1日を調査日として実施している。
- 4 甲調査の売上（収入）金額、費用等の経理事項は令和2年1年間、経営組織、従業員数等の経理事項以外の事項は令和3年6月1日現在の数値である。
- 5 甲調査の売上（収入）金額等、一部の項目については、必要な事項の数値が得られた事業所（企業等）を対象として集計した。
- 6 甲調査の売上（収入）金額は、以下の産業においては、事業所単位の把握は行っていない。

「建設業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「通信業」、「放送業」、「映像・音声・文字情報制作業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「学校教育」、「郵便局」、「政治・経済・文化団体」及び「宗教」
- 7 事業所単位の付加価値額は、企業単位で把握した付加価値額を事業従事者数により傘下事業所にあん分することにより、全産業について集計した。
- 8 甲調査の売上（収入）金額等の経理事項については、原則消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

なお、従来の活動調査等結果は、当時の消費税率であり、現行の税率（10％）と異なることから、時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。

- 9 調査票の未回答項目や回答内容の矛盾などについて精査し、平成28年経済センサス - 活動調査、令和元年経済センサス - 基礎調査、経済構造実態調査、報告者の公開情報等を基に、補足訂正を行った上で結果表として集計した。
- 10 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。なお、比率は、小数点以下第2位で四捨五入した。
- 11 産業分類別の結果では、回答内容の不備等により産業分類の格付が十分に行えなかった事業所（企業等）については、上位分類に含めて集計しているため、内訳の計と上位分類の数値が一致しない場合がある。
- 12 調査の結果、該当数字がないもの及び分母が0のため計算できないものは「-」とした。
- 13 調査していないため該当数字がないものは「…」とした。
- 14 「X」は、集計対象となる事業所（企業等）の数が1又は2であるため、集計結果をそのまま公表すると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがある場合に、該当数値を秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所（企業等）に関する数値であっても、合計との差引きで、集計対象が1又は2の事業所（企業等）の数値が判明する箇所は、併せて「X」とした。

15 産業分類名における「別掲」には、次の事業内容等が含まれる。

産業分類名		別掲の内容	
分類	名称	分類	品名、事業内容等
18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	13	家具・装備品
		1521	プラスチック製版
		1695	写真フィルム(乾板を含む)
		2051	手袋
		215	耐火物
		2179	と石
		2199	模造真珠
		2531	歯車
		2739	目盛りのついた三角定規
		2741	注射筒
		2744	義歯
		322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品(貴金属・宝石製を除く)
		3229	かつら
		3231	時計側
		324	楽器
		325	がん具・運動用具
		326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
		3271	漆器
		3282	畳
		3283	うちわ・扇子・ちようちん
		3284	ほうき・ブラシ
		3285	喫煙用具(貴金属・宝石製を除く)
		3289	洋傘・和傘・同部分品
			魔法瓶
		3292	看板・標識機
		3293	パレット
		3294	モデル・模型
		3295	工業用模型
		3296	レコード
		3297	眼鏡
		2971	電気計測器製造業(別掲を除く)
		2973	医療用計測器
5225	飲料卸売業(別掲を除く)	5222	酒
		5226	茶
		5227	牛乳
5893	飲料小売業(別掲を除く)	585	酒
		5892	牛乳
		5894	茶
70A	音楽・映像記録物賃貸業(別掲を除く)	70B	映画フィルム賃貸業
802	興行場(別掲を除く)、興行団	801	映画劇場
		803	競馬場
		80A	公営野球場
80A	スポーツ施設提供業(別掲を除く)	802	野球場(プロ野球興行用)
		80B	体育館
		80C	ゴルフ場
		80D	ゴルフ練習場
		80E	ボウリング場
		80F	テニス場
		80G	テニス練習場
		80H	フィットネスクラブ アスレチッククラブ
		80M	ビリヤード場
		80R	ダンスホール
90	機械等修理業(別掲を除く)	891	自動車修理業
		793	衣服修理業

16 産業分類は、原則として、日本標準産業分類に準拠しているが、売上（収入）金額等の経理事項における例外については次のとおりである。

経済センサスにおける産業分類名		日本標準産業分類	
分類	名称	分類	名称
38X	放送業(有線放送業を除く)	381	公共放送業(有線放送業を除く)
		382	民間放送業(有線放送業を除く)
62X	銀行業	621	中央銀行
		622	銀行(中央銀行を除く)
86X	郵便局・郵便局受託業	861	郵便局
		862	郵便局受託業

17 従業上の地位のうち雇用者の内訳について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、「正社員、正職員」、「正社員、正職員以外」から「無期雇用者」、「有期雇用者(1か月以上)」の区分に変更を行った。

このため、雇用者の内訳については、時系列比較を行うことはできない。

18 甲調査の調査対象の事業所(企業等)は、平成28年経済センサス-活動調査では活用されていなかった「国税庁法人番号公表サイト」情報から、過去の調査では捉えていない外観からの確認では把握が困難な事業所を加えた調査名簿を基に調査を行った。

このため、従来の活動調査よりも幅広く事業所を捉えており、単純に比較ができない。集計結果の時系列比較を行う際は、十分に留意が必要である。